



本 社  
愛知県名古屋市中区丸の内 2-17-12  
丸の内エステートビル 9 階

東京支店  
東京都港区港南 1-9-36  
アレア品川 13 階

令和 2 年 12 月吉日

お客様各位

ジャパントラスト株式会社  
カスタマーサービス

### カナダ向け E-MANIFEST に関するお知らせ

拝啓、貴社ますますご清栄のことお喜び申し上げます。また、平素より弊社サービスに格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

導入が延期されておりましたカナダ向け貨物に対する E-MANIFEST につきまして、来年 1 月より本格導入されることとなりました。これに伴い、カナダ向けの B/L を発行する全てのフォワーダー・NVOCC は自社 B/L 情報を CBSA (Canada Border Service Agency) のルールに則り事前送信 (自社送信) する必要があります。一定期間の猶予はございますが、その後未申告・不備等があった場合はペナルティが課せられるとの情報がございます。御社で BL を発行されるお客様におかれましては確実な事前送信の実施をいただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら各営業担当までお問合せください。

敬具

記

適用開始日 : 2021 年 1 月 4 日

規則対象 : カナダ向けの輸入

ただし、カナダの港で荷揚げし米国へ内陸輸送される貨物、カナダトランシップ及び通過 (FROB) 貨物につきましては、引き続き船社より情報提出 (SUPPLEMENTAL HOUSE BILL) による代行送信が可能となります。

参考 :

<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/prog/manif/portal-portail/menu-eng.html>

<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn20-28-eng.html>

以上